

会議の概要(議事録)

会 議 の 名 称	(番号) 1－19	第3回墨田区景観審議会		
開 催 日 時	平成22年3月24日（水） 10時00分から 11時40分まで			
開 催 場 所	墨田区役所12階 121会議室			
出 席 者 数	委員8人（欠席2人） 中野恒明 篠崎道彦 渡辺貞承 鈴木俊雄 紙田和代 岸成行 飯泉洋			
会議の公開 （傍聴）	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	1人
議 題	墨田区景観計画（案）について			
会 議 概 要	1 開会 2 報告 （1）墨田区景観アドバイザー業務について （2）事前協議・届出状況について （3）屋外広告物の規制について 3 閉会 【配布資料】 資料 1 ：墨田区景観アドバイザー業務について 資料 2 ：事前協議・届出状況について 資料 3 ：屋外広告物の規制について 参考資料1：墨田区景観アドバイザー設置要綱 参考資料2：事前協議・届出に係る景観リーフレット 参考資料3：区民が進める景観まちづくりリーフレット			
所 管 課	都市計画部 都市計画課 都市計画・景観担当 電話 03（5608）6266 FAX 03（5608）6409			

第3回 墨田区景観審議会

平成22年3月24日（水）午前10時～

1. 開 会

<中野会長>

第3回墨田区景観審議会を開催いたします。

本日の審議会は、景観計画施行後の状況報告と景観アドバイザーの方との意見交換です。本日、景観アドバイザーのお二人にご出席いただいております。どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から委員の出席状況と本日のスケジュールの説明をお願いします。

<事務局（沖田都市計画課長）>

それでは、事務局から委員の出席状況を報告致します。欠席は、渡辺満委員と加藤委員の二名が欠席ということでございます。

また、紙田委員につきましては、少々遅れるという連絡が入っております。

それから、本日は、鈴木委員が初めてのご出席ということでございますので、事務局の方から鈴木委員をご紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、鈴木委員一言お願いします。

<鈴木委員>

すみません、私、二回程欠席させていただきまして、中野会長はじめ皆さんには、景観条例の制定前から色々お話をさせていただいておりました。

墨田区もスカイツリーが出来て変わってきましたし、景観条例も出来ましたので、きちんとした整備が出来ることを我々も望んでいるのですが、その間には、色々な建物ができたりするので、何らかの規制が出来なかったところが区民としては非常に悔しいなあというところもございます。それともう一つは、景観条例が出来ましたが、じゃあ実際に景観条例が施行された後に、どういう風な絵が描けるのか、墨田区がどういう風に変わるのかという所が見えないという意見もありました。これはなかなか一押しのけるものではないのですが、我々もそれを頭の中に入れてながら、やはり一つ色々な意見を審議していければと思っております。出来るだけ出席するようにいたしますので、是非宜しくお願い致します。

<事務局（沖田都市計画課長）>

それでは、本日のスケジュールでございます。まず審議会でございますけれども、報告事項が3項目ございます。報告事項の説明の後、意見交換をさせていただきます。時間で言いますとだいたい10時40分頃までの予定です。その後、一度閉会とさせていただきます。10時45分から11時45分まで、バスに乗って頂きまして、区内視察をさせていただきます。あいにくの雨模様でございますけれども、よろしくお願いいたしますと思います。

主な視察場所でございますけれども、右上に参考資料と書かれた区内の地図が書いてある資料をご覧ください。資料にありますとおり、北斎通り、大横川親水公園、タワーへの眺望軸の北十間川の十間橋周辺、向島の桜橋通り、向島料亭街、見番通りという順番でまわっていききたいと思います。時間の関係上、場所によっては、車中からの視察というかたちになる場合もありますので、御了承のほどお願い申し上げます。

出席状況と本日のスケジュールの説明は以上でございます。

<中野会長>

それでは議事を始めさせていただきます。早速ではございますが、景観アドバイザーの方が、今回初めての出席ということもあり、私達をご存知ないと思いますので、一通り自己紹介をします。

私が審議会の会長の中野です。村上先生とは、墨田区ではありませんが、まちづくり専門家派遣の第一号同士だったわけで、ごぶさたしております、宜しくお願いします。

それから、加藤副会長は、本来だったらここにお座りなのですが、風邪の為、今日は急遽欠席されています。宜しくお願いします。

それでは、篠崎委員からお願いします。

<篠崎委員>

芝浦工業大学の篠崎と申します。宜しくお願い致します。

<渡辺（貞承）委員>

渡辺貞承と申します。宜しくお願い致します。

<岸委員>

岸でございます。宜しくお願いします。

<飯泉委員>

東京都都市整備局、飯泉でございます。宜しく
お願い致します。

<中野会長>

それでは、お二人のご紹介を頂いてもよろしい
ですか。

<事務局（沖田都市計画課長）>

それでは、墨田区の景観アドバイザーをご紹介
させていただきます。その後、報告事項を順次進めて
いきます。

資料1にお二人のプロフィールがございます。
それでは紹介させていただきます。

村上美奈子さんです。

<村上美奈子氏（墨田区景観アドバイザー）>

村上でございます。宜しくお願い致します。今、
会長からお話がありました、建築と都市計画の中
間領域のまちづくり関係の仕事を色々やって
おります。墨田区では、不燃化促進事業をどうま
ちづくりにつなげていくかということで、昭和後
半から少し長くやっておりました。地元に入って、
不燃化促進事業という住民の方々すぐお分か
り頂き、非常に防災意識が高いので、そういう意
味では、その次の具体的な相談をすればよかった
と思っています。今回、景観となりますと、そも
そも景観とはという所から話をしなければなら
ないということもあり、大変さがあるかと思いま
す。

本日の見学ルートに入っていますが、北斎通り
のまちづくりに関わっておりまして、住民の同意
を得たかたちで、盛り上がっていくような景観ま
ちづくりをしたいと思っております。その手法に
日夜、悪戦苦闘して叱られたりしてやっておりま
すが、景観アドバイザーとしては地元との関わり
を含めて、何らかの解りやすいコンセプトになる
ようなものを、見つけていくように頑張ってい
きたいと思っておりますので、よろしくお願いしま
す。

<中野会長>

それでは、吉田さんお願いします。

<吉田慎吾氏（墨田区景観アドバイザー）>

はい、吉田です。はじめまして。宜しく願
います。

私は色彩計画が専門なのですが、最近、景観法
の影響もあって、墨田区でも、色彩基準をつく
て、色彩を整えていこうという動きが出てきて
いますけれども、基本的には数値による色彩基準
というのは、ネガティブチェックだとは思って
います。馴染まない、馴染みにくいものという
か、あるいは目立ちすぎるものを少し抑えてい
くという程度だと思っています。それから先は
その色彩基準の中からそれぞれの地区特性を
読んで、どういう方向に誘導してくかとか、あ
るいは、より良い色の使い方とか配色の仕方
とかですね、そういうところがもうひと工夫
いるのではないかと考えています。

それが多分、アドバイザーに課せられた仕事
ではないかというふうに思っていて、なるべく
きめ細やかに、基準ではこうなっているけれど
も、その基準の中でも、隣との関係で見ると、
こちら側に少し寄せて頂けないでしょうかとか
ですね、あるいは、この前、住宅が出てきた
ときに、全部同じ色ではなくて、多少こう景
観に変化をつけるために、この範囲の中で少
し色相差を出してもらえないでしょうか、そ
ういうことを誘導するようにしています。それ
は強制力がないので、その分はお願いになる
のですが、なるべく辛抱強くそういうことを
続けてですね、少しその地区のかたまり、色
のまとまりが出てきたら、それをもう一回色
彩基準に戻していくか、地区指定して、色を
もう少しまとまりを持たせてやっていくこと
が必要かなと思います。

さらに先にはやはり、今、村上先生が言
われたように、地域の人達の意識でしょう
から、その人達が、自分達はこういうま
ちづくりをしよう、あるいはこういう色を
なるべく使っていこうという、そういう所
が出てくれば、なるべく応援したいし、出
てくるように何らかの仕組みも仕掛けも
作っていきたいと思っております。どうぞ
宜しくお願いします。

<事務局（沖田都市計画課長）>

ありがとうございました。

それでは、報告事項についてこれからご
説明を致します。まず、今日の報告事項3
点のうち、(1)「墨田区景観アドバイザー
業務について」、(3)「屋外広告物の
規制について」を事務局の方から説明
させていただきます。(2)「事前協議・届
出

状況について」につきまして、開発調整課の小柳課長から報告します。

それでは資料に基づきまして、(1)(3)と順にご説明をさせていただきます。

<事務局(和田都市計画・景観担当主査)>

それでは、説明に入る前に、本日、机上に資料を配布しておりますので、ご確認して頂きたいと思います。

まず、次第と資料1から3、それから参考資料が1から3、それと先程の視察の参考資料となっておりますが、お手元にご覧いただけますか。

それでは、資料1に基づきまして、景観アドバイザー業務のご説明をさせていただきます。それと参考資料1に景観アドバイザーの設置要綱がありますのでこの二つの資料をご用意ください。

先程ご紹介いたしました、プロフィールが記載されています。二つ目に任期とありますが、二年間という事で、昨年の21年11月2日から景観計画を施行しておりますので、アドバイザーは平成21年11月2日から平成23年11月1日までの二年間お願いしてございます。それから、勤務日でございますけれども、当初は、月に4回程度、3時間と考えていたのですが、届出の状況を考慮しまして、現在は1か月に2回程度、平日の午後に3時間お願いしてございます。出勤状況でございますけれども、具体的には、月に1回はお二方出て頂いて、ご一緒に見て頂くという事です。それから後1回については、どちらかの方でスケジュールの調整がつく方をお願いしております。11月は3回お願い致しましたけれども、12月から3月までは、各2回でお願いしております。

裏面にまいります。業務内容でございます。主に(1)事前相談、(2)事前協議、(3)届出、(4)審議会です。主に今現在お願いしておりますのが、事前協議①と書いてありますが、事前協議として提出された書類について、まず職員が、物件の内容を把握してから、アドバイザーにお見せして、助言を受け、それを事業者にお伝えするというかたちで、書類による事前協議をしており、対面で事前協議というのは行っておりませんが、今後は事業者、区職員、アドバイザーの三者で協議するという事を考えてございます。

それから届出でございます。届出だけのものに

つきまして、今、全数アドバイザーが目を通してある状態でございます。こちらについても、職員が事業者へ指導する前に、アドバイザーから助言をいただいている状況です。

また、区の施設の計画通知については、担当者とアドバイザーが直接、対面で協議しております。

また、(4)でございますけれども、現在まだ、事例はありませんけれども、基準に適用していないけれども周辺の街並みに十分配慮していると考えられるものにつきまして、審議会に諮問する際に、事業者とともに出席し説明するというような業務を考えております。

また、先程アドバイザーからの話がございましたけれども、これまでの、一例と致しましては、やはり色彩の基準内におさまっているけれども、色彩の色の関係性に対するアドバイス等を頂いております。基準の中で、ギリギリの数値を使われる場合があります。そう言ったものについて、例えばマンションですと、かなりボリュームになりますので、そういったものについて少し色味をおさえていただくように事業者をお願いしたいと考えております。

また、建築につきましては、事前協議の段階では、建築の意匠等について誘導することはなかなか難しい状況なのですが、高木の配置の方法ですとか、緑地について質を高めるようなアドバイスを頂いて、それをお願いするというようなことを行っております。以上でございます。

<事務局(小柳開発調整課長)>

それでは資料2、事前協議・届出状況についてご報告させていただきます。

資料の上の方からご説明させていただきます。平成19年4月1日から、これは東京都の景観計画に基づく景観誘導物件で、墨田区が景観行政団体となる以前のものです。届出対象物件が5件ありまして、建築物が4件、工作物が1件となっています。この工作物1件につきましては、東京スカイツリーでございます。

それぞれ規模につきましては、資料の下の方に届出対象規模が記載しておりますので、照らし合わせながらご確認していただければと思います。

平成21年5月1日から、墨田区が景観行政団体となりまして、東京都の景観計画に基づき、景

観誘導を行ってきた期間です。届出対象物件が2件ありました。

1枚めくって頂きますと、届出対象物件の場所が示されています。今お話ししました2件のうち1件が、錦糸町駅前のロッテ会館ですが、年明けのニュースで、ロッテが初めてホテル事業に参画するというのが取り上げられていました。

それから昨年11月2日から、墨田区の景観計画が施行されまして、これは事前協議・届出対象物件が8件、届出のみの対象物件が21件ありました。これは先月末時点での実績数ということになります。

開発調整課として届出を受けているわけですが、これまでのところ特に大きな混乱というのはなくて、ただつい最近1件だけ某住宅メーカーで、指定されている外壁で、明度が1だけ低いのがございまして、これは協議させて頂いた結果、なんとか明度をあげていただいたというのがあります。報告は以上です。

<事務局（和田都市計画・景観担当主査）>

それでは、資料3に基づきまして、屋外広告物の規制につきまして、説明致します。

景観計画の中で、屋外広告物の規制が出ておりますけれども、その内容につきまして、東京都の屋外広告物条例第6条の規定に基づきまして禁止区域に指定しました。今年の1月29日に指定を受けまして、2月1日から施行しております。景観計画の中に書かれてございますが、規制の範囲につきましては図に示しているとおりで、この区域の中の地盤面から高さ15m以上の部分が規制範囲となります。既存の屋外広告物が29件ございまして、向島百花園周辺におきましては、屋上に3件ありまして、これらが掲出不可となります。それから、旧安田庭園周辺につきましては、屋上に5件あり、掲出可能が3件、掲出不可が2件あります。屋上以外のものについては、21件ございまして、提出可能が18件、掲出不可が3件あります。よって、合計29件の広告物がございまして、当該事業者に対しては、コンタクトをとりまして、説明を申し上げている途中でございます。

本規制については、3年間の経過措置期間がございまして、その中で是正していただくということの指導を行っております。

ページめくっていただきまして、この内容につきましては、景観計画でご説明した内容でございますが、解りやすいような形で、イメージ図を加えております。基本的には、自家用の広告物だけが掲出可能ということになります。それから、屋上設置の広告物ですけれども、15m以上の部分にあるものは全て掲出不可で、少しでも15mにかかるものについても掲出できないということになっています。また、壁面の広告物の色規制もございまして、マンセル値の表で表しております。庭園から見えるものについては色規制があるということになります。報告事項は以上でございます。

<中野会長>

はい、ありがとうございました。

それでは今日は審議事項はなしということで、報告事項だけです。報告事項につきましてご意見ご質問はございますか。

<吉田慎吾氏（墨田区景観アドバイザー）>

今の旧安田庭園のところで、屋上広告物が5件あって、3件が可能というのは、15m以下に設置されているということなのでしょうか。

<事務局（和田都市計画・景観担当主査）>

範囲の中にあるのですけれども、庭園から見えないので、掲出可能ということになっています。

<中野会長>

見えないって事は、低いからということではなくて、前に遮蔽物があるということでしょうか。

<事務局（和田都市計画・景観担当主査）>

前に建物がありまして、東京都の広告物担当にも確認したのですけれども、例えば、木で見えないというのは、季節によって変化があるので見えないという判断には出来ないということでしたが、その前に建物があるということだと、見えないという判断に出来るということでした。では、建物がなくなった場合にどうなるかということがあるのですが、建造物で遮蔽されたものというのは、今回は掲出可能ということになります。

<吉田慎吾氏（墨田区景観アドバイザー）>

見方によっては、向こうから庭園の緑が見えるとか、そういう時にどうなるのかなと思うと、少し意地悪ですけれども、全面禁止の方が明快でいいのではないかという気がしないでもないです。

<中野会長>

私も、建物がもし無くなったときに露わになるものであれば、規制対象にしていいのではないかと考えていたのですが、もう少し、厳しくした方がよいという社会的状況が許せば、それは有りうと思います。とりあえずこれでスタートしたということです。すぐには変えられないと思いますので、これで少し様子をみましょうという事でよろしいかと思います。

<事務局（和田都市計画・景観担当主査）>

補足ですが、この2件については、高速道路と建物の間にあるもので、庭園とは反対の方向に掲出されているものです。

<鈴木委員>

建物が無くなって、その物が見えるようになったら、それは当然その時に規制対象になるのですね。

<中野会長>

それを良いのかどうかという議論はあると思います。それから、工事期間中に無くなった時はどうみるのか、いずれ建てるにしても、そういう微妙なところがまだ、残っているのですね。とりあえずこれでスタートしましたので、これで様子をみましょうという事ですかね。

他に、ございますか。

<篠崎委員>

景観の届出で、先ほどは規模別とか地域別とかで説明していただいたのですが、用途はどのようになっているのでしょうか。

<事務局（小柳開発調整課長）>

共同住宅が一番多いかと思います。

<中野会長>

今は景気がかなり落ち込んでいますから、物件数は少ないですけど、景気が良くなれば、オフィスなども出てくるでしょう。最近では下町の方に都心から移転するっていうケースも、特に江東区ですとか。あと、スカイツリーブームで小規模なマンションがどんどん建っていくのではないかと、私は懸念しています。

<事務局（小柳開発調整課長）>

開発調整課では、解体の届出も受けているので

すが、かなり件数が増えてきていますので、そうすると続いて計画の方が出てくるのではないかと思います。

<中野会長>

他にございますか。結構久しぶりですから何でも言ってください。

<鈴木委員>

景観条例はすごく良いと、私もこれは絶対進めてかなきゃいけないだろうと思います。スカイツリーができて観光都市というのは、区長も言っている事ですから。もう一つは、景観条例が出来る事によって、建物を建てる際の手続きに非常に時間がかかるということが、ビジネスをやっている我々にとってはすごく痛い事でございまして、これはすごく影響がある事なのです。ですから、もちろん事前協議や届出をしてもらうことは必要なのですが、確認申請との関係で、それがうんと伸びるという事になると、これ色々な意味で少し問題があると思います。いかに事務処理を早くしていただけるかということですが、見逃してくれと言っているわけではなく、それを考えないと、今のとおりですとやっていくと、どうも伸びてしまう可能性もあるのではないかと思います。これは地域の建築をやっている皆さん方からのご要望でもありますし、是非その点については、少なくとも早くやれるように出来るだけ努力して頂ければありがたいなという風に思っています。

<中野会長>

それは行政の体制にもよりけりだと思いますけど、今後どうなるかですね。それと他の自治体でも同じようなことを言っているのですが、やはり開発事業者側は景観条例の趣旨を理解して、早めに事前相談をすると言うのを基本原則にしない限り、職員数の限界がありますのでね、若干期間がかかると前提で、周知徹底すべきだと思います。

ですからなるべく短縮して頂くというのは、当然行政努力ですけど、やはり開発事業者側も理解して早めに事前相談を行っていくという事だと思います。

<村上美奈子氏（墨田区景観アドバイザー）>

先ほど緑化の話が出てきましたが、緑化の申請では緑化の計画を提出して、一方で景観の申請で

も緑化の計画を提出します。その際、緑化担当のチェックでは、緑地面積が取れていれば良くて、景観という視点でみると、低木ばかりで景観形成という視点で緑を捉えていなくて、もうひとつ何らかの工夫できないかなと思います。緑化担当が求めていることと景観として求めていることが違うため、手続き等のわずらわしさみたいなものが表面化してきます。その問題をやはり行政の内部で、景観に配慮した指導を含めて、緑化担当でも指導をしていただければと思っています。

手続き上、私もよく建築の確認を出す時に、あっちに持って行ったらこう言われて、こっちに行ったらこう言われたりして、煩わしいのですが、それに該当してしまうかなと思ったりもします。

<中野会長>

これはもう行政機構の問題もありますけれど、やはり景観の捉え方ですよね。やはり近代都市計画も含めて、建築の申請も含めてなのですが、割と要素に分解して物事を判断して、役所の組織もそうなのですが、縦割りでこう決めていく。ところが、景観というのはむしろそれらを総合化する事が景観の意味なのです。ですから、景観を緑と対等というのでは無くて、緑とか建築とか、河川を含めて、横割で束ねるのが景観だという事で、本来私たちは考えているのですが、それが行政組織の中で景観部署は横のつながりがなかなかしにくいという体質をもっているのが、一番の課題だと思います。ですから本来は、企画調整的な部分に景観が置かれていれば、公共事業から民間事業まで束ねる事ができるのですが、そこが課題だと思いますね。景観条例をつくる時にそういった議論はあまりしなかったのですが、これからそういう運動をしていかなければいけないのではないかと考えています。

村上先生からいいアドバイスを頂いたので、今後行政機構の位置づけを含めてですね、一応縦割りで景観部署はあるけれども、実質は、ある程度横割で調整していくという仕組みを運用できればと思います。

<事務局（河上都市計画部長）>

ぜひ検討させていただければと思います。

<吉田慎吾氏（墨田区景観アドバイザー）>

今の話と近いのですが、建物の方は基準も出来

てですね、事業者は工夫してくれて理解してくれて色々と徐々に整いつつあるのかもしれませんが、一方で行政側が作っている公共空間が結構暴れていてですね、例えば道路がすごく装飾化されている、わざわざレンガ色にしているところに、また何らかの違う色の公共サインが出てくるとかですね。ただ、公共のものだからとシンボルになっていて、少し強い色が使われているというのはいいと思います。そういうものだと、神社が赤い色で塗られるというのは伝統でありますよね。だけど、その橋を見ても、ほんとにああいう鮮やかな色が、ずっとつながるのが良いのか、それで橋を渡ると東京都が整備している緑色の横断防止柵とか出てきたりするので、少しバラバラではないかと。それは、それぞれいろいろな決め方をして、機能的にも考えているし、あるいは地域に入って地域の人達の意見を尊重しているというのもありますし、色々なのですが、今の横繋がりが無くて、景観としては、総合化するとどうも質が低いっていうのがあるので、そこを調整して頂きたいと思います。

<中野会長>

区長さんにぜひ言って頂きたいと思います。審議会の意見でしたということで。

<事務局（河上都市計画部長）>

そういった意味で、私どもも具体的に検討していきたいと思いますが、なかなか難しいことではありますね。

<岸委員>

今の吉田先生の話の中で、私も先日、家の前の道路の歩道に相当する部分を、グリーンの鮮やかな、蛍光色に近いようなグリーンで塗られまして、びっくりして区に電話して聞いたら、色々ご説明いただいたのですが、それがずっと何百メートルも続いていてですね、一つの建物の色どころの話では無くて、見た目も面積もかなりあります。こういうのは景観誘導の対象にならないのかとか、その時すごく強く思いまして、私の家の前にはそれがずっとあって、せめてあの白いラインだけにしてほしいと、そういう話をしていました。

<吉田慎吾氏（墨田区景観アドバイザー）>

民間の方をお願いしておいて、こっちはいいのかっていつか言われるのではないかと思います

けどね。

<中野会長>

せっかく景観アドバイザーに優秀な方をお願いしている訳ですから、審議だけにして頂くのではなくて、むしろ私は早い段階で職員研修を行って頂くとか、啓蒙活動をして頂く、これは景観アドバイザーとは別かもしれませんが、そういう活動を少しやっていかないと、新しい担当者が来る度にまた一から勉強しなおすという事ではなくて、やっぱり区の職員全体、特に土木系も含めてなのですが、一番気になるのは土木系が一番予算をたくさん握ってらっしゃるし、それからタワービュー通りですとか、やっぱり色々な公共事業が展開されると思うのですが、やはり基礎的な話ですとか、やっぱり景観とかデザインの話など、勉強会をして職員のレベルを上げておかないと、民間ばかり規制するとやはり問題が起きる気がします。区長に、審議会からご意見がありましたという風に伝えて頂ければと思うのですが、おそらく簡単に出来る事だと思います。我々が一回ずつ、講義するだけでもかなり勉強会としては質の高いものになると思います。

<事務局（河上都市計画部長）>

是非それは私の方で検討させて頂きたいと思います。必要だと思いますので。

<中野会長>

それから、アドバイザーの方々、拘束時間が結構長いですよ。回数も多いですよ。報酬に比べてちょっと加担ではないかなと若干思い、心配しているのですが、この程度で続けていけるものかどうかという事と、それと後、まだお二方だけなので、色々な分野の問題が出てきた時にもう少し幅広く景観アドバイザーを増やしていくとか。お二方がこのペースで参加するってかなり難しいだろうと思います。

私は他の所にも関わっているのですが、インターネットとかメールとかですね、そういうのでアドバイスっていうのも一応回数には数えてはいるのですが、5分か10分で対応できますので。面談でやるケースと、顧問弁護士じゃないですけどもメール一本で気軽に相談できるなど、使い分けることができればと思います。今後の話ですが、むしろ実験的にお二方にやって頂いても良いか

と思います。

それと、個人名で結構動かれていますから、特定の案件でやはり個人に少し責任が及ぶ場合があるので、専門部会などをいったん審議会の方で作って、そこで受ける形を取った方が、お二人への個人攻撃は絶対あり得ないので、責任を少し分散するような仕組みがないと、いけないのではないかなと、この仕組みをみて感じた所です。これは今後の課題だと思います。ですから、そういったケースがあった時に、弾力的に審議会を開くのか、審議会の専門部会で、メンバー何人かが応援をするのか、そういう仕組みは必要になるような気がします。

<事務局（和田都市計画・景観担当主査）>

実は、来て頂く以外に、報酬をさしあげないでメールでお願いしていることもございまして。特に道路の色とかは少しやり取りをさせていただいている部分がございます。

<吉田慎吾氏（墨田区景観アドバイザー）>

恒常化しないようにちゃんとした位置づけが必要かと思います。

<中野会長>

あといかがでしょうか。

<吉田慎吾氏（墨田区景観アドバイザー）>

先ほどの話に近いのですが、最近、道路整備の時に、先程、青い色を塗られてしまったというのがありましたけれども、地域に入っていって、住民参加で決めるというのをされているようなのですが、その時もやっぱり全体を見渡して決めないと、その地区の人達だけが決めて、あるところでは落ち着いた色がいい、こっちは川の色がいいとかですね、こっちは花を植えたいとか、色々な意見が出てくると思うのですが、やはり行政として全体を見渡した中で調整してまとめていかないと、なんでもかんでも聞けば、地区が良くなるという訳でもないで、その辺もなるべく総合的に、視点をもって進めていく必要があるのかなと思います。

<中野会長>

そうですね。特に行政の方で、市民参加で市民の意見だということを格言のように、変な色を塗られているケースが多いですよ。やはり専門家

は、その色が長い年月経ってこの地域にどういう風に溶け込むのか、また周辺との関係はどうかというのを、見る力があるのが専門家です。専門家抜きに市民と行政だけでやってしまいますと、その時の気分で決まってしまって、色々問題が起きるケースがありますので、逆に区の職員の方にそういう勉強をしてもらわないといけないと思います。

それでは、よろしいですか。もう時間ですので、第三回墨田区景観審議会を閉会したいと思います。ご苦勞様でした。